

厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件
新旧対照条文

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一（三）（略）</p> <p>四 前三号にかかわらず、適用日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第 号）第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第九十七条第一項、第百八条第一項、第百十二条、第百十三条、第百十九条又は第二百二十条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は特定基準該当児童デイサービスを提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所が、適用日以後引き続き指定通所基準第四条若しくは第六十五条に規定する指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービス又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う場合における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所支援又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所</p>	<p>一（三）（略）</p> <p>四 前三号にかかわらず、適用日において現に存する障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第九十七条第一項、第百八条第一項、第百十二条、第百十三条、第百十九条又は第二百二十条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は特定基準該当児童デイサービスを提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業所が、適用日以後引き続き指定通所基準第四条若しくは第六十五条に規定する指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービス又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う場合における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所支援又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>

支援を提供する事業を行う事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

五
(略)

五
(略)